

別紙様式 5

被 処 分 者	認 定 証 番 号	福島県公安委員会 第250750号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	アエル運転代行 代表 菅野 康子
	主たる営業所が所在する市区町村	福島県郡山市
処 分 年 月 日	令和5年9月13日	
処 分 内 容	指示処分	
処 分 理 由	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第12条に規定する損害賠償責任保険（共済）契約を締結していない車両を使用して、自動車運転代行業務を行ったこと。	
根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条（保険契約等締結義務違反）及び第22条第2項（指示）	
処分を行った都道府県	福島県	

注) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等）。